

公益財団法人かながわトラストみどり財団役員等の報酬
並びに費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人かながわトラストみどり財団(以下「財団」という。)定款第16条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、もって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)に基づく報酬等の支給の基準とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、認定法第5条第13項で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (3) 費用とは、職務を遂行するために要する旅費、交通費、手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事にその職務遂行の対価として、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 常勤理事に対する報酬の基準は年額5,700,000円を超えない額とし、事業年度ごとに理事長が決定する。
 - (2) 非常勤理事には、その職務遂行のための会議等出席ごとに1日、12,000円を支給する。
- 2 非常勤監事にその職務遂行の対価として次のとおり報酬を支給する。
- (1) 業務監査を実施したときは、日額12,000円を支給する。
 - (2) 業務監査の実施に当たり、事前監査を実施したときは、200,000円を支給する。
 - (3) その職務遂行のための会議等出席ごとに1日、12,000円を支給する。
- 3 非常勤評議員にその職務遂行のための会議等出席ごとに1日、12,000円を支給する。

(報酬の支払い方法等)

第4条 役員及び評議員の報酬について、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

- 2 常勤理事の報酬は、第3条第1項第1号の規定により決定した報酬額を12で除した額を毎月支給することとし、支給日その他支給に関する取扱は財団職員の例による。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員がその職務を遂行するために要する費用については、弁償する。

2 常勤理事に通勤手当を支給する。

3 前2項について、その支給額及び支給方法は財団職員の例による。

(公表)

第6条 財団は、この規程をもって認定法の規定により報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正等)

第7条 この規程の改正等は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 財団法人かながわトラストみどり財団の常勤役員の報酬等に関する規程（平成7年4月1日）及び財団法人かながわトラストみどり財団役員等旅費規程（平成20年4月1日）は廃止する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月23日に施行し、第3条、第4条の規程は、平成27年4月1日に遡及し適用する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。